

令和元年

第 11 回

月形町農業委員会総会

議事録

令和元年 11 月 26 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	令和元年11月19日					
招 集 の 場 所	樺 戸 郡 月 形 町 役 場 委 員 会 室					
開 閉 日 時	開会	令和元年11月26日	午後1時30分	議長	黒 宮 勝 美	
	閉会	令和元年11月26日	午後2時32分	議長	黒 宮 勝 美	
応（不応）招集委及び 出席並びに欠席委員  出席 11名 欠席 0名  ○ …… 出席 × …… 欠席  公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	黒 宮 勝 美	○	7	服 部 栄	○
	2	青 柳 和 弘	○	8	内 藤 康 志	○
	3	山 崎 敏 美	○	9	渡 辺 早 智 子	○
	4	多 田 正 光	○	10	小 野 栄 治	○
	5	中 嶋 雅 義	○	11	渡 辺 祥 紀	×
6	西 川 優	○				
出席した職員	事務局長	加 藤 弘 光	総務係長	佐 藤 直 樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

令和元年第11回月形町農業委員会総会

令和元年11月26日

午後1時30分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 委員 番 委員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第35号	農用地のあっせん申し出について（売渡し3件）	P1～3
5	報告第36号	農用地のあっせん申し出について（売渡し、貸付け2件）	P4～5
6	報告第37号	農用地のあっせん申し出について（貸付け3件）	P6～9
7	報告第38号	農用地のあっせん申し出について（買受け1件）	P10
8	報告第39号	農用地のあっせん申し出について（買受け、借受け2件）	P11
9	報告第40号	農地所有適格法人からの報告について	P12
10	報告第41号	あっせん委員会報告について	P13～14
11	議案第36号	農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について（4件）	P15～18
12	議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）	P19
13	議案第38号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定2件）	P20～21
14	議案第39号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転3件）	P22～25
15	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借1件）	P26
16	議案第41号	土地の現況証明願について（1件）	P27
17	議案第42号	農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意味決定について	P28
18	議案第43号	月形町農業委員会委員候補者の募集期間について	P29

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>定刻となりましたので、令和元年第11回月形町農業委員会総会を開会いたします。なお、本日は渡辺会長が総会を欠席のため、月形町農業委員会会議規則第4条第2項の規定により、議長は職務代理者が努めることになっておりますので、黒宮会長職務代理に議事の進行をお願いします。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>(議長あいさつを行う。)</p> <p>只今の出席委員数は10名です。</p> <p>定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>本日をもって招集された令和元年第11回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後1時30分)</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、7番服部委員、8番内藤委員の両君を指名します。</p> <p>日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。</p> <p>令和元年第11回月形町農業委員会総会は、11月26日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、令和元年第11回月形町農業委員会総会は、11月26日、本日1日限りとすることに決定いたしました。</p> <p>日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>(会務報告を説明)</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第35号、農用地のあっせん申し出について売渡し3件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>報告第35号、農用地のあっせん申し出について、売渡し3件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡しの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 神奈川県□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は月形町□□□□ 現況地目 畑 面積は1,004㎡の1筆です。なお、説明資料の2頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書2頁をご覧ください。</p> <p>番号2 申出人住所氏名 札幌市□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は月形町□□□□ 現況地目 田 面積は23,351㎡です。土地の内訳ですが、田の計2筆24,530㎡、その他計2筆7,297㎡、1筆重複していますので、合計3筆31,827㎡です。なお、説明資料の3頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書3頁をご覧ください。</p> <p>番号3 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は月形町□□□□の内 現況地目 畑 面積は925㎡です。土地の内訳ですが、田の計7筆17,255.95㎡、畑の計3筆1,789㎡、その他計6筆4,303.65㎡、7筆重複していますので、合計9筆23,348.60㎡です。なお、説明資料の4頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第35号は承認いたしました。続きまして、日程番号5番、報告第36号、農用地のあっせん申し出について、売渡し、貸付け2件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書4頁をご覧ください。</p> <p>報告第36号、農用地のあっせん申し出について、売渡し、貸付け2件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡し及び貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は、月形町□□□□ 現況地目 田 面積は39,250㎡です。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>土地の内訳ですが、田の計合計ともに2筆 47, 336㎡です。なお、説明資料の5頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書5頁をご覧ください。</p> <p>番号2 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は月形町□□□□ 現況地目 畑 面積は1, 866㎡の1筆です。なお、説明資料の6頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第36号番号1及び2は承認いたしました。続きまして、日程番号6番、報告第37号、農用地のあっせん申し出について貸付け3件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書6頁をご覧ください。</p> <p>報告第37号 農用地のあっせん申し出について貸付け3件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の貸付けの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地ですが、月形町□□□□の内 現況地目 畑 面積は20, 872㎡です。土地の内訳ですが、田の計2筆12, 758㎡、畑の計1筆20, 872㎡、1筆重複していますので、合計2筆33, 630㎡です。なお、説明資料の7頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書7頁をご覧ください。</p> <p>番号2 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地ですが、月形町□□□□ 現況地目 田 面積は3, 308㎡です。土地の内訳は8頁になりますが、田の計27筆100, 448㎡、畑の計3筆2, 389. 15㎡、1筆重複していますので、合計29筆102, 837. 15㎡です。なお、説明資料の8頁から10頁かけて所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>続きまして、議案書9頁をご覧ください。</p> <p>番号3 申出人住所氏名 札幌市□□□□ ○○○○さん。土地の所在地ですが、月形町□□□□ 現況地目 田 面積は1, 181㎡です。土地の内訳ですが、田の計合計ともに2筆8, 788㎡です。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>なお、説明資料の11頁に所在図を添付していますのでご参照願います。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第37号は承認いたしました。 続きまして、日程番号7番、報告第38号、農用地のあっせん申し出について買受け1件を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書10頁をご覧ください。 報告第38号 農用地のあっせん申し出について買受け1件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買受けの申し出があったので報告します。 本日の提出です。 番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。希望場所は市南、希望地目は田・畑、希望面積は50aです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第38号は承認いたしました。 続きまして、日程番号8番、報告第39号、農用地のあっせん申し出について買受け、借受け2件を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書11頁をご覧ください。 報告第39号 農用地のあっせん申し出について買受け、借受け2件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の買受け及び借受けの申し出があったので報告します。 本日の提出です。 番号1 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。希望場所は赤川、知来乙及び南耕地、希望地目は田・畑、希望面積は12haです。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>続いて番号2 申出人住所氏名 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。 希望場所は札比内、新宮及び新富、希望地目は田・畑、希望面積は20haです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第39号は承認いたしました。 続きまして、日程番号9番、報告第40号、農地所有適格法人からの報告についてを議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書12頁をご覧ください。 報告第40号、農地所有適格法人からの報告についてを上程しております。 農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人から事業の状況等の報告がありましたので次のとおり報告します。 本日の提出です。 なお、説明資料の12頁に報告一覧表を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>農地法第6条の規定により、農地所有適格法人が農地等を所有、又は法人以外の者が所有する農地等を借入れ、耕作等を行っている場合には、農林水産省令で定める期間内に、毎年法人の事業の状況など定められた事項を農業委員会に報告しなければなりません。</p> <p>なお、農地法施行規則第58号の規定により、農業委員会への報告は、毎事業年度の終了後3カ月以内に、必要な事項を記載した報告書を法人が現に所有、又は賃貸借などにより使用及び耕作している農地等の所在地を管轄する市町村の農業委員会に提出することになっています。</p> <p>事業年度が終了する、又は終了した法人に対し、報告書を提出するように通知した町内18法人及び町外4法人は説明資料の12頁に添付してあります報告一覧表のとおりです。事業年度から3カ月を経過した法人もおりましたが、催告等で全ての法人から報告書の提出がありました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>



議長 黒宮勝美	<p>質疑、ご意見がございませんので、報告第40号は承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号10番、報告第41号、あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤弘光	<p>議案書13頁をご覧ください。</p> <p>報告第41号、あっせん委員会報告についてを上程しております。</p> <p>あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、令和元年11月18日あっせん結果の通知がありましたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出内容は再貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□、1筆合計6,641㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>番号2、申出人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出内容は再貸付けです。対象地は樺戸郡月形町□□□□の内、ほか4筆合計20,184㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>続きまして14頁になります。番号3 申出人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出年月日は令和元年9月15日、申出内容は売渡しです。対象地は樺戸郡月形町□□□□の内、ほか6筆合計2,877.12㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>番号4 申出人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出年月日は令和元年11月1日、申出内容は売渡しです。対象地は樺戸郡月形町□□□□、ほか3筆合計31,827㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>番号5 申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出年月日は令和元年11月1日、申出内容は売渡しです。対象地は樺戸郡月形町□□□□、ほか15筆合計23,348.60㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 黒宮勝美	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第41号は承認いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号11番、議案第36号、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について4件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書15頁をご覧ください。</p> <p>議案第36号、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について4件を上程しております。</p> <p>下記の者から、農地の賃貸借及び使用貸借を合意解約した通知がありましたので審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 通知者貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地ですが、月形町□□□□の内現況地目は畑 面積は20, 872㎡です。土地の内訳ですが、田の計2筆12, 758㎡、畑の計1筆20, 872㎡、1筆重複していますので合計2筆33, 630㎡です。権利区分は賃貸借、農地法3条。契約年月日は平成27年2月25日、契約期間は平成27年2月25日から令和7年2月24日までの10年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに令和元年11月5日です。本件は、借主の離農に伴う合意解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第36号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第36号番号1については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、番号2について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書16頁をご覧ください。</p> <p>番号2、通知者貸主、札幌市□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地ですが、月形町□□□□ 現況地目は田、面積は23, 351㎡です。土地の内訳ですが、田の計2筆24, 530㎡、その他計1筆397㎡、合計3筆24, 927㎡です。権利区分は賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日は平成31年3月26日、契約期間は平成31年3月26日から令和3年11月30日までの3年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに令和元年11月8日です。本件は、所有権の移転を行うための合意解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長 黒宮勝美	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第36号番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第36号番号2については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、番号3について事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤弘光	<p>議案書17頁をご覧ください。</p> <p>番号3、通知者貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地ですが、月形町□□□□の内現況地目は畑、面積は925㎡です。土地の内訳ですが、田の計7筆17,255.95㎡、畑の計3筆1,789㎡、2筆重複していますので合計8筆19,044.95㎡です。権利区分は賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日は平成31年3月26日、契約期間は平成31年3月26日から令和3年11月30日までの3年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに令和元年11月8日です。本件は、所有権の移転を行うための合意解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 黒宮勝美	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第36号番号3について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第36号番号3については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、番号4について事務局より説明を願います。</p> <p>議案書18頁をご覧ください。</p> <p>番号4、通知者貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主 樺戸郡</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地ですが、月形町□□□□の内 現況地目は田、面積は532㎡です。土地の内訳ですが、田の計5筆22,901 ㎡、畑の計1筆3,719㎡、1筆重複していますので合計5筆26,620㎡です。 権利区分は使用貸借、農地法3条。契約年月日は平成25年3月29日、契約 期間は平成25年3月29日から令和5年3月28日までの10年間。合意解約が 成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに令和元年11月1日です。本 件は、貸主が農業者年金の経営移譲年金受給のため後継者である借主に使 用貸借を行っていたものですが、今般、貸主から農地法第5条に基づく一時転 用の許可申請があったため合意解約を行うこととなったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第36号番号4について、原案に賛 成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第36号番号4については原案のとおり可決いたし ました。</p> <p>続きまして、日程番号12番、議案第37号、農地法第5条の規定による許可 申請について農業委員会許可分1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書19頁をご覧ください。</p> <p>議案第37号、農地法第5条の規定による許可申請について農業委員会許 可分1件を上程しております。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による使用貸借の権利設定について、下記の者 から、申請がありましたので、北海道農業会議へ意見聴取するため審議願いま す。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主 美唄市□□□ □ ○○○○さん。申請地は月形町□□□□の内 現況地目は田、面積が53 2㎡です。土地の内訳ですが、田の計5筆22,734㎡、畑の計1筆3,719㎡、 その他農業用施設用地3筆1,657㎡、4筆重複していますので、合計5筆2 8,110㎡です。</p> <p>申請理由は基盤整備のための土砂採取を目的とした一時転用です。期間は</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>許可日から令和4年3月31日まで。転用計画の内容は、事業費△△△△円、採取土量が85,454m<sup>3</sup>です。</p> <p>農地法第4条及び第5条に伴う農地転用の許可については、平成28年度から北海道知事から月形町長へ権限移譲を受け、また、町長から農業委員会に対し地方自治法第180条の2の規定により事務委任されています。なお、面積が2haを超える転用については、北海道農業会議への意見聴取が必要になります。</p> <p>本申請地は農業振興地域内の農用地区域の農地に区分され、原則転用はできませんが、一時転用のため許可可能となります。現在は、牧草畑として使用されておりますが、傾斜地であることや表土が薄いため収量が少ないことから、平坦地に造成する過程で発生する良好な土と現況の表土とを掻き起こすことにより、牧草畑として再造成し収量の増収を図ることを目的としています。</p> <p>なお、説明資料の13頁に確認表、14頁に所在図、15頁から21頁にかけて審査票を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>補足説明を中嶋委員お願いします。</p>
<p>委員 中嶋 雅 義</p>	<p>11月12日に渡辺会長、山崎委員、私、事務局2名で申請地の確認を行いました。本件の一時転用が周辺の農地に与える影響はないと思われます。また、事業実施や事業後の農地への復元についても確実性があり、事業計画についても問題ないものと判断いたします。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第37号については、月形町農業委員会としては許可することとし、北海道農業会議へ意見聴取することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第37号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号13番、議案38号、農用地利用集積計画の決定について利用権設定2件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書20頁をご覧ください。</p> <p>議案第38号、農用地利用集積計画の決定について利用権設定2件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分、賃借権。貸主、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出理由、離農による再貸付。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由、経営規模拡大による再借受。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田 6,641㎡の1筆です。希望事項ですが、賃借料総額△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のとおりです。設定期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間です。説明資料の22頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第38号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第38号番号1については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案38号番号2を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書21頁をご覧ください。</p> <p>番号2、権利区分、賃借権。貸主、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出理由、離農による再貸付。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由、経営規模拡大による再借受。借主の経営状況については議案書に記載のとおりです。申出地、樺戸郡月形町□□□□の内 現況地目は田 面積は592㎡です。土地の内訳ですが、田の計合計ともに5筆20,184㎡です。希望事項ですが、賃借料総額△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のと</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>おりです。設定期間は令和2年4月28日から令和8年3月29日までの7年間です。説明資料の23頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第38号番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第38号番号2については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号14番、議案39号、農用地利用集積計画の決定について所有権移転3件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書22頁をご覧ください。</p> <p>議案第39号、農用地利用集積計画の決定について所有権移転3件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分、所有権。譲渡人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出理由は離農です。譲受人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営する農地所有適格法人への貸付のためです。譲受人は農地所有適格法人の構成員のため、経営状況は省略いたします。申出地ですが月形町□□□□ 現況地目は畑 面積は846㎡、土地の内訳ですが、畑の計3筆1,939㎡、その他農業施設用地として4筆938.12㎡、1筆重複していますので、合計6筆2,877.12㎡です。対価△△△△円、所有権移転時期は令和元年11月27日、引渡の時期は対価の支払日、支払期限は令和元年12月10日、10a当たりの単価は議案書に記載のとおりです。説明資料の24頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p>

事務局長 加藤 弘 光	<p>以上で説明を終わります。</p>
議長 黒宮 勝 美	<p>山崎委員補足説明をお願いします。</p>
委員 山崎 敏 美	<p>譲渡人から離農によるあっせんの申し出があり、地域での調整を行ったところ、以前から本件の農地の管理を行っていた譲受人からあっせん希望がありました。</p> <p>11月7日、小野委員、私、事務局2名により事前協議を行い、双方の意向を確認しました。確認した内容については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
議長 黒宮 勝 美	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第39号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第39号番号1については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、番号2及び番号3につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明させていただきます。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘 光	<p>議案書23頁をご覧ください。</p> <p>番号2、権利区分、所有権。譲渡人、札幌市□□□□ ○○○○さん。申出理由は離農です。譲受人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大です。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田、面積は23,351㎡です。内訳ですが、田の計2筆24,530㎡、その他農業用施設用地として2筆7,297㎡、1筆重複していますので、合計3筆31,827㎡です。対価△△△△円、所有権移転時期は令和元年11月27日、引渡の時期は対価の支払日、支払期限は令和2年2月29日、10a当たりの単価は議案書に記載のとおりです。説明資料の25頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>続きまして議案書24頁をご覧ください。</p>



<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>番号3、権利区分、所有権、譲渡人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は離農です。譲受人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大です。譲受人の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は25頁になりますが、樺戸郡月形町□□□□の内 現況地目は畑面積は925㎡です。内訳ですが、田の計7筆17, 255. 95㎡、畑の計3筆1, 789㎡、その他農業用施設用地として6筆4, 303. 65㎡、7筆重複していますので、合計9筆23, 348. 60㎡です。24頁に戻っていただき、対価△△△△円、所有権移転時期は令和元年11月27日、引渡の時期は対価の支払日、支払期限は令和2年2月29日、10a当たりの単価は議案書に記載のとおりです。説明資料の26頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>小野委員補足説明をお願いします。</p>
<p>委員 小野 栄 治</p>	<p>2名の譲渡人から離農によるあっせんの申し出があり、地域の担い手へあっせんを行った結果、現在、借入を行っている譲受人からあっせん希望がありました。</p> <p>11月8日、山崎委員、私、事務局2名により事前協議を行い、双方の意向を確認しました。確認した内容については議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝 美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第39号番号2及び番号3について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第39号番号2及び番号3については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号15番、議案40号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書26頁をご覧ください。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案第40号、農地法第3条の規定による許可申請について使用貸借1件を上程しております。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による使用貸借の権利設定について下記の者から申請がありましたので許可の可否について審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1 申請人貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申請地は月形町□□□□ 現況地目は畑面積は846㎡です。土地の内訳ですが、畑の計合計ともに3筆1,939㎡です。期間又は年数ですが、許可の日から10年間、経営地の内容、労働力、大農機具については議案書に記載のとおりです。申請理由ですが、貸主は構成員である法人に使用貸借により農地を貸し付けたい。借主は使用貸借により農地を借受たいです。本件の使用貸借により、貸主、借主ともに構成員である農地所有適格法人の経営安定を図ることが目的です。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第1号から第7号に規定する不許可事項には該当しないため、許可要件の全てを満たすものです。</p> <p>説明資料の27頁に調査書を、28頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第40号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第40号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号16番、議案41号、土地の現況証明願いについて1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書27頁をご覧ください。</p> <p>議案第41号、土地の現況証明願いについて1件を上程しています。</p> <p>土地の現況について、下記の者から願い出があったので審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、願出人、札幌市□□□□ ○○○○さん。願出理由は地目変更登記申請のため。現地調査年月日は令和元年11月12日、願出地は月形町</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>□□□□、公簿地目は畑、面積は528㎡の1筆です。現況は農地・採草放牧地以外、利用状況は宅地です。</p> <p>説明資料の29頁に所在図を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>山崎委員補足説明をお願いします。</p>
<p>委員 山崎 敏美</p>	<p>11月12日、渡辺会長、中嶋委員、私、事務局2名と現地の確認を行いました。</p> <p>願出地は登記簿上は畑になっておりますが、現状は住宅が建築されており、農業経営のための農地としては利用されておらず、また、住宅の状況からみても今後農地として利用することは困難であるため、非農地とすることは問題ないことを確認いたしました。また、非農地とすることで、周辺農地に与える影響はないと思われまます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第41号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第41号については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号17番、議案42号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意味決定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書28頁をご覧ください。</p> <p>議案第42号、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意味決定についてを上程しています。</p> <p>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第17条の規定による農地利用最適化推進委員について、委嘱しないことの可否を決定したいので下記のとおり協議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1委嘱の可否については農地利用最適化推進委員を委嘱しない。</p> <p>2委嘱しない期間は令和2年7月20日から令和5年7月19日まで</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>3委嘱しない理由ですが、平成28年に改正された農業委員会等に関する法律第17条第1項において、現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為と各地域における委員活動の2つに分けられることを踏まえて、それぞれが的確に機能するように、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当地域における農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されています。しかし、同法第17条第1項第2号では、農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られている等の基準に該当する農業委員会においては、推進委員を委嘱しないことができると規定されています。</p> <p>この基準の1つ目は、遊休農地が1%以下であること。2つ目は農地利用面積の担い手への集積率が70%以上であることです。本町はこの2つの基準を満たしています。</p> <p>また、農業委員会での議案審議と地域での農地の利用調整の業務を同一の委員が行うことが、合理的であると判断するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第42号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第42号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号18番、議案43号、月形町農業委員会委員候補者の募集期間についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書29頁をご覧ください。</p> <p>議案第43号、月形町農業委員会委員候補者の募集期間についてを上程しています。</p> <p>月形町農業委員会委員の選任に関する規則第6条の規定により、農業委員候補者の推薦及び募集期間を次のとおり定めることとしたいので審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>1推薦及び募集期間は令和2年3月3日(火)から令和2年3月30日(月)までの28日間とします。ただし、推薦及び募集期間の最終日において、候補者</p>

<p>事務局長 加藤 弘光</p>	<p>の推薦等が農業委員の定数に満たない場合は、期間を延長します。なお、期間を延長する場合は、会長の専決により行うこととします。</p> <p>2周知の方法ですが、(1)町広報紙への掲載、(2)町掲示板での公告、(3)町ホームページへの掲載、(4)IP告知端末による配信により行います。周知は広報2月号及び3月号、町ホームページ及び随時IP告知端末において行う予定です。</p> <p>3周知に使用する内容は、別紙のとおりとなっています。</p> <p>なお、今後におきましては、本件の議決の後、町長の決済行為を得て、募集期間が来ましたら、農業委員候補者の募集を開始します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 黒宮 勝美</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第43号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第43号については原案のとおり可決いたしました。以上で本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。</p> <p>以上をもちまして、令和元年第11回月形町農業委員会総会を閉会いたします。皆様ご苦勞様でした。(午後2時32分)</p>